

1. 授業実施方法の方針

- (1) 人的交流の重要性を踏まえ、感染症対策を十分に行いながら、対面授業を実施することを基本とする。
- (2) 学内および通学圏内の状況にも十分配慮し、感染拡大等の懸念があると判断した際には、部分的または全面的に遠隔授業への移行等の措置を講じ、学生の安全を確保しつつ、学修の継続が維持できるよう対応する。

2. 対面授業と遠隔授業の移行に関する目安について

以下のいずれかの状況が確認されたときに、分散（学年別）登校や全面遠隔授業に移行することを想定する。

	状 況	授業形態	遠隔授業実施期間
A 周囲の環境	本校周辺地域で緊急事態宣言が発出されたとき	分散（学年別）登校 ^{**}	宣言期間中
B 学内の環境	(低学年)単一学年で、同時期に一定程度の感染者等が発生した時 [#]	当該学年を遠隔 [*]	5～7日程度
	(高学年)単一学科で、同時期に一定程度の感染者等が発生した時 [#]	当該学科を遠隔 [*]	5～7日程度
	複数学年または学科で、同時期に一定程度の感染者等が発生した時	全面遠隔	5～7日程度

※ 特に人流抑制を強く要請された場合には全面遠隔とする。

* A（周囲の環境）とB（学内の環境）の要因が重なった場合は、より安全な授業形態をとるものとする。

一定程度の感染者等の発生した時とは、以下を指す。

- ① 複数の感染が判明した場合
- ② 感染が確認された者1名 + 未診断の風邪等の症状を有するものが複数いる場合
- ③ 1名の感染者 + 複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④ その他、学校で必要と判断した場合

（ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。）